

令和8・9年度青梅市学校給食用物資納入業者登録申請書提出要領

令和8・9年度における青梅市立学校給食センターへ学校給食用物資の納入を希望される方は、次のとおり登録申請してください。

1 受付日時

令和8年1月19日（月）から随時（郵送可）

午前8時から正午／午後1時から4時30分

※土・日曜日、祝日は除く。

2 受付(送付先)場所

青梅市立学校給食センター藤橋調理場

郵便番号：198-0022

所在地：青梅市藤橋3-4

電話番号：0428-31-7832

3 提出書類

※提出時は、No.順に並べて提出してください。

なお、下記の提出書類の各様式は教育委員会ホームページ
(右の二次元コード) からもダウンロードできます。



No.	提出書類	説明	法人	個人
1	青梅市学校給食用物資納入業者登録申請書 (様式1)	4ページ目の「青梅市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）記入方法」を参照し、記入・押印してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2	受付票（様式2）	太枠部分を記入してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3	委任状（様式3）	契約に関する事等について、代表者の権限の一部を代理人に委任する場合は提出してください。	必要な場合のみ	必要な場合のみ
4	使用印鑑届（様式4）	代表者が実印以外の印鑑を使用する場合は提出してください。	必要な場合のみ	必要な場合のみ
5	印鑑証明書または印鑑登録証明書	提出日前3か月以内に交付された最新の原本を提出してください。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6	履歴事項全部証明書 (登記簿謄本)	提出日前3か月以内に交付された最新情報が記載されている原本を提出してください。個人の場合でも商号を用いる場合は履歴事項全部証明書（登記簿謄本）を提出してください。	<input type="radio"/>	商号登記をしている場合 <input type="radio"/>

No.	提出書類	説明	法人	個人
7	身分証明書	個人の方で、商号登記をしてない場合は、本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を提出してください。	×	商号登記をしていない場合 ○
8	納税証明書（法人）	法人税、消費税および地方消費税、法人事業税、法人都道府県民税ならびに法人市町村民税の未納（納期限に到来していないものを除く。）がないことを証明する書類で、提出日前3か月以内に交付された最新情報が記載されている原本を提出してください。 (例) 法人税、消費税および地方消費税については、納税証明書（その3）または納税証明書（その3の3）	○	×
9	納税証明書（個人）	所得税、消費税および地方消費税、個人事業税、都道府県民税ならびに市町村民税の未納（納期限に到来していないものを除く。）がないことを証明する書類で、提出日前3か月以内に交付された最新情報が記載されている原本を提出してください。 税額が「0円」となり、納税証明書が出せないときは、税額が「0円」であることを証明する書類（非課税証明書等）を提出してください。	×	○
10	食品衛生監視票	提出日前3か月以内で最新のものの写しを提出してください。食品製造業者および精肉・魚介取扱業者は必ず提出してください。	該当する場合のみ	該当する場合のみ
11	営業許可書	令和3年6月1日施行の食品衛生法で定める要許可業種については、写しを提出してください。	該当する場合のみ	該当する場合のみ

4 登録の有効期限

令和8年4月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

なお、令和8年度の1学期および4月分から納入契約を希望する方は、令和8年2月20日（金）までに登録に必要な申請書類を提出してください。

また、途中から登録を希望する方は、各納入月の2か月前の20日までに登録申請

書類を提出してください。

例：令和8年6月分から納入を希望する場合の登録申請書類の提出は、令和8年4月20日（月）までになります。

5 その他注意事項

- (1) 本申請をされたことにより、必ず学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）として登録されるものとは限りません。
なお、提出書類「8」および「9」に記載されている法人または個人に課せられている税金に未納がある法人または個人は登録できません。
- (2) 青梅市（以下「市」という。）が必要とする場合、申請者から事情を聞いたり、追加資料を求める場合があります。
- (3) 申請した各項目については、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」で保護される部分を除き、原則として公表の対象になります。
- (4) 申請書類の審査により納入業者として登録できた方には「納入業者業務の手引き」、「給食用物資納入基準」、「請求書の書式」等の契約に必要な書類を後日送ります。
また、審査結果により納入業者として登録できない場合は市より連絡します。
- (5) 申請書類等に虚偽の記載が判明したときには、納入業者登録を取り消すことがあります。
- (6) 学校給食用物資は、月の献立内容に必要な品目等にもとづき、登録された納入業者からの見積り合わせにより選定しますので、定期的な物資納入を確約するものではありません。
- (7) 申請書類に記入した事項に変更が生じた場合は、速やかに変更届（様式5）を提出してください。
- (8) 登録の有効期限内に登録を取り下げる場合は、書面にて申し出てください。
- (9) 令和9年度からは新学校給食センター（仮称）（所在地：青梅市根ヶ布1-469-4）での稼働を予定しています。
これに伴い、納入先もこの新学校給食センター（仮称）に変更になる予定です。
なお、納入開始時期、納入時間、納入方法等詳細については決まり次第お知らせします。

6 問合せ先

青梅市立学校給食センター藤橋調理場 業務係
電話（0428）31-7832

青梅市学校給食用物資納入業者登録申請書（様式1）記入方法

1 記入事項の説明

項目	説明
商号または名称	本社の商号または名称（個人の方で商号登記していない場合は、屋号または個人名）を記入してください。
代表者氏名	会社の代表権のある役員の氏名を記入してください。
電話番号	日中連絡の取れる番号を記入してください。
代理人を設定する場合	代理人の氏名・住所等を記入してください。 委任状（様式3）の提出が必要です。
使用印鑑を指定する場合	使用印鑑を押印してください。 使用印鑑届（様式4）の提出が必要です。
申請品目	登録を希望する品目にチェックを記入してください。 ※複数選択可
事業開始年月日	法人は会社設立の年月日、個人は創業年月日を記入してください。
資本金	申請日現在の資本金額を千円単位（千円未満切捨て）で記入してください。
従業員数	申請日現在の総従業員数を記入してください（派遣社員、出向社員、パート、アルバイト等は含みません。）。
主な取引先・主な仕入先	取引実績等を記入してください。
代理店・特約店等の状況	物品販売業でメーカー等との間に代理店・特約店の契約行為がある場合は記入してください。
配送人数	配送可能な人数を記入してください。
配送所要時間	搬出先から青梅市立学校給食センター藤橋調理場までの所要時間を記入してください。
配送用車両	貴社で配送する場合 自家用車の欄に配送に使用している車両台数を記入してください。
	配送を委託している場合 委託契約の欄に配送委託業者名と配送使用している委託車両台数を記入してください。